

大館市公害防止条例（昭和49年3月29日条例第1号）
最終改正：平成10年9月18日条例第18号
改正内容：平成10年9月18日条例第18号 [平成24年12月27日]
○大館市公害防止条例
昭和49年3月29日条例第1号
改正
昭和63年3月30日条例第10号
平成9年3月24日条例第18号
平成10年9月18日条例第18号
大館市公害防止条例

目次

第1章	総則（第1条—第5条）
第2章	市の施策（第6条—第9条）
第3章	大気の汚染に関する規制
第1節	ばい煙（第10条—第14条）
第2節	粉じん（第15条—第19条）
第4章	水質の汚濁に関する規制（第20条—第27条）
第5章	騒音に関する規制（第28条—第35条）
第6章	農薬の使用等に関する規制（第36条・第37条）
第7章	悪臭に関する規制（第38条・第39条）
第8章	鉱害に関する規制（第40条・第41条）
第9章	公害に関する調査審議（第42条—第46条）
第10章	雑則（第47条—第50条）
第11章	罰則（第51条・第52条）
	附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保する上において公害の防止が極めて重要であることにかんがみ、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「公害」とは、大館市環境基本条例（平成10年条例第18号。以下「基本条例」という。）第2条第3号に規定する公害をいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

（市等の責務）

第3条 市、事業者及び市民は、基本条例第3条に定める基本理念にのっとり、公害の防止が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第4条及び第5条 削除

第2章 市の施策

（環境基準）

第6条 市長は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 市長は、公害防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、前項の基準が確保されるよう努めなければならない。

第7条から第9条まで 削除

第3章 大気の汚染に関する規制

第1節 ばい煙

（用語）

第10条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ばい煙次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物

イ 燃料その他の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに規定するものを除く。）で規則で定めるもの

(2) ばい煙発生施設工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規制で定めるものをいう。

（排出基準）

第11条 市長は、ばい煙発生施設において発生するばい煙の排出基準を規則で定めるものとする。

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第12条 ばい煙を大気中に排出する者でばい煙発生施設を設置しようとするときは、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場または事業場（以下「工場等」という。）の名称および所在地
- (3) ばい煙発生施設の種類
- (4) ばい煙発生施設の構造
- (5) ばい煙発生施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法

(経過措置)

第13条 一の施設がばい煙発生施設となつた際、現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）であつてばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となつた日から30日以内に前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(ばい煙発生施設の改善命令)

第14条 市長は、ばい煙排出者が排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法またはばい煙処理の方法の改善を命じ、または当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置をとったときは、市長の確認を受けなければならない。

第2節 粉じん

(用語)

第15条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 粉じん物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。
- (2) 粉じん発生施設工場等に設置される施設で粉じんを発生し、および排出し、または飛散させるもののうち、その施設から排出されまたは飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

(粉じん発生施設の設置の届出)

第16条 粉じん発生施設を設置しようとする者は、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称および所在地
- (3) 粉じん発生施設の種類
- (4) 粉じん発生施設の構造
- (5) 粉じん発生施設の使用および管理の方法

2 前項の規定による届出には、粉じん発生施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第1項または、次条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第1項第4号および第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を市長へ届け出なければならない。

(経過措置)

第17条 一の施設が粉じん発生施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が粉じん発生施設となつた日から30日以内に前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届け出について準用する。

(基準遵守義務)

第18条 粉じん発生施設を設置している者は、当該粉じん発生施設について、規則で定める構造ならびに使用および管理に関する基準を遵守しなければならない。

(粉じん発生施設の改善命令)

第19条 市長は、粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、または当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置をとったときは、市長の確認を受けなければならない。

第4章 水質の汚濁に関する規制

(用語)

第20条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共用水域河川、湖沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

(2) 汚水排出施設次に掲げる汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で、規則で定めるものをいう。

ア 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、カドミウムその他政令で定める有害物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の

ものであること。

(3) 排水水汚水排出施設を設置する工場等（以下「工場等」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

（排水基準）

第21条 市長は、排水水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、排水基準を規則で定めるものとする。

2 前項の排水基準は、前条第2号アに規定する項目について、項自ごとに定める許容限度とする。

3 前項の排水基準は、水域ごとに定めることができる。

（污水排出施設の設置の届出）

第22条 工場等から公共用水域に水を排出するものは、污水排出施設を設置しようとするときは、次の事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 工場等の名称および所在地

(3) 污水排出施設の種類

(4) 污水排出施設の構造

(5) 污水排出施設の使用の方法

(6) 污水排出施設から排出される污水等の処理の方法

2 前項の規定による届け出には、排水水の汚染状態および量その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（経過措置）

第23条 一の施設が污水排出施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）であつて排水水を排出するものは、当該施設が污水排出施設となつた日から30日以内に前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届け出について準用する。

（污水排出施設の改善命令）

第24条 市長は、排水水を排出する者が、その汚染状態が工場等の排出口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて污水排出施設の構造もしくは使用の方法もしくは污水等の処理の方法の改善を命じ、または特定施設の使用もしくは排水水の排水の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置をとったときは、市長の確認を受けなければならない。

（排水水の汚染状態の測定等）

第25条 排水水を排出する者で規則で定めるものは、当該排水水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておくなければならない。ただし、市長が認めた施設については、この限りでない。

2 排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。）の状況を考慮して、工場等の排水口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければならない。

（地下浸透の禁止）

第26条 事業者は、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある污水等を地下にしみ込むこととならないように適切な措置を講じなければならない。

（事故時の措置）

第27条 排水水を排出する者は、施設について、故障破損その他の事故が発生し、污水等が公共用水域に著しく排出されたときは、ただちにその事故について応急の措置を講じかつその事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る施設を設置している工場等の周辺の区域における住民の健康がそこなわれ、またはそこなわれるおそれがあると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、その事故の拡大または再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第5章 騒音に関する規制

（用語）

第28条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設工場または事業場（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項に規定する鉱山を除く。以下同じ。）に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて規則で定めるものをいう。

(2) 規制基準特定施設を設置する工場または事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(3) 特定建設作業建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて規則で定めるものをいう。

（規制基準）

第29条 市長は、特定工場等ならびに特定建設作業において発生する騒音について規制するの程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分および区域の区分ごとの規制基準を規則で定めるものとする。

（特定施設の設置の届出）

第30条 工場または事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場または事業場の名称および所在地
- (3) 特定施設の種類ごとの数
- (4) 騒音防止の方法
- (5) その他市長が定める事項

2 前項の規定による届け出には、特定施設の配置図その他市長が定める書類を添付しなければならない。

(特定建設作業実施の届出)

第31条 特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、次の事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行なう必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事に目的に係る施設または工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所および実施の期間
- (4) 騒音防止の方法
- (5) その他市長が定める事項

2 前項ただし書の場合において当該建設工事を施行する者は、すみやかに同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届け出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他市長が定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第32条 工場もしくは事業場に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が、特定施設となった日から30日以内に第30条に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(改善勧告および改善命令)

第33条 市長は、特定工場等において発生する騒音および特設建設作業に伴って発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者および当該建設工事を施行する者に対し、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、騒音防止の方法を改善するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止方法の改善または変更を命ずることができる。

第34条及び第35条 削除

第6章 農薬の使用等に関する規制

(農薬による公害の防止)

第36条 農薬を使用する者又は農薬を取扱う者は、地域住民の健康又は生活環境を損なうことのないように特に配慮しなければならない。

(勧告)

第37条 市長は、農薬の散布により、地域住民の健康若しくは生活環境が損なわれ又はそのおそれがあると認めるときは、農薬を使用する者又は農薬を取り扱う者に対し、農薬による公害を防止するために必要な措置を勧告することができる。

第7章 悪臭に関する規制

(悪臭の防止)

第38条 何人も住居が集合している地域において地域住民の健康又は生活環境を損なうような悪臭を発生させてはならない。

(勧告)

第39条 市長は、前条の悪臭を発生させている者またはそのおそれがあると認められる者に対し、悪臭を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第8章 鉱害に関する規制

(鉱害の防止)

第40条 鉱業を営む者は、地域住民の健康又は生活環境を損なうことのないように特に配慮しなければならない。

2 前項の鉱業を営む者は、鉱物の採掘にあたり採掘しようとする鉱床ごとの鉱床の状態、採掘計画、採掘によって予想される鉱害発生及びその防止対策その他市が要請する事項を記述した採掘計画書を市長に提出しなければならない。

(鉱害防止の勧告)

第41条 市長は、鉱害が発生したときまたはそのおそれがあると認めるときは、当該鉱業を営む者に対し、鉱害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告に基づく措置をとったときは、市長の確認をうけなければならない。

第9章 公害に関する調査審議

(環境審議会への諮問)

第42条 市長は、次に掲げる事項について、基本条例第22条第1項の規定により置かれる大館市環境審議会に諮問しなければならない。

(1) 公害防止に関する重要施策に関すること。

(2) 公害に係る苦情処理等に関すること。

第43条から第46条まで 削除

第10章 雑則

(報告および検査)

第47条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し施設の状況その他必要な事項の報告を求め、または職員等を工場等に立ち入り検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人に提示しなければならない。

(公害防止協定の締結)

第48条 事業者は、市長が必要があると認めて公害防止に関する協定の締結について協議を求めたときは誠意をもってこれに応じなければならない。

(条例に規制のない公害の措置)

第49条 市長は、条例に規制の定めがない大気汚染、水質汚濁、騒音等により、現に公害が発生し、またはそのおそれがあると認めるときは、これらの事態を発生させた者に対し必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(規則への委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第11章 罰則

(罰則)

第51条 第14条第1項、第19条第1項、第24条第1項又は第33条第2項の規定による命令に従わない者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第52条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条又は第13条の規定に従わない者

(2) 第16条第1項又は第17条第1項の規定に従わない者

(3) 第22条第1項、第23条第1項又は第27条第2項の規定に従わない者

(4) 第30条第1項、第31条第1項又は第32条の規定に従わない者

(5) 第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

附則

この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和49年規則第32号で昭和49年9月1日から施行)

附則(昭和63年3月30日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

附則(平成9年3月24日条例第18号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附則(平成10年9月18日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。